

◎農業所得の計算方法が変わりました

平成19年分の申告（平成20年2月～3月に申告）から、これまで農業所得申告時に使用してきた「農業所得標準」が廃止され、「収支計算」により所得の算出が行われます。

収支計算に移行することにより、農家自身が実際の収入・支出を把握しなければなりません。そのため平成19年1月からの領収書等の関係書類を保存し、帳簿等へ記帳する必要があります。

収支計算とは、米や野菜などを販売して得た収入金額の実額から、その農産物等の生産に要した経費の実額を差し引くことにより算出される計算方法です。簡易な計算方法であった農業標準と違い、経営状況の判断材料ともなることから家計簿の農業版と考えることもできます。

記帳と領収書等を整理することにより申告相談がスムーズに進み、待ち時間の短縮にもつながります。収支計算ノートや農業標準廃止に関するチラシを各庁舎窓口にて備え付けていますのでご利用ください。

収支計算ノートから抜粋

品目	数量	単価	金額	品目	数量	単価	金額
米	100kg	100円	10,000円	米	100kg	100円	10,000円
野菜	10kg	100円	1,000円	野菜	10kg	100円	1,000円
果物	10kg	100円	1,000円	果物	10kg	100円	1,000円
畜産物	10kg	100円	1,000円	畜産物	10kg	100円	1,000円
水産物	10kg	100円	1,000円	水産物	10kg	100円	1,000円
雑穀	10kg	100円	1,000円	雑穀	10kg	100円	1,000円
豆	10kg	100円	1,000円	豆	10kg	100円	1,000円
油	10kg	100円	1,000円	油	10kg	100円	1,000円
調味料	10kg	100円	1,000円	調味料	10kg	100円	1,000円
その他	10kg	100円	1,000円	その他	10kg	100円	1,000円

改正事項以外

◆障害者控除

納税者本人またはその扶養親族等が一定要件を満たす障害者である場合、所得控除を受けることができます。

- 主な該当者
- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
 - ③ 介護保険の要介護認定（3～5級）を受けている人の内「障害者控除対象者認定書」を所持している人

※「障害者控除対象者認定書」については
いきいき長寿支援課 ☎ 32 - 3042 にお問い合わせください

年末調整や確定申告のときに
手帳などのコピー
を提出してください

◆寡婦（夫）控除

夫または妻と、死別または離別しその後再婚していない人は所得控除を受けることができます。一定の要件がありますのでお問い合わせください。

年末調整や確定申告で
申告してください

確定申告や税に関する問合先

本荘税務署
☎ 22 - 2335
総務部税務課
☎ 43 - 7505
金浦市民SC総務班
☎ 38 - 4300
仁賀保市民SC総務班
☎ 32 - 3030

問合先 税務課市民税係
☎ 43 - 7505
※履歴書に写真を貼付し、税務課または金浦・仁賀保市民SC総務班へ
C 総務班へ
期間 ①平成20年2月1日（金）～3月19日（水）
②平成20年1月21日（月）～3月19日（水）
勤務日 祝祭日を除く平日
勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
日給 5,750円
申込期限 12月21日（金）
※履歴書に写真を貼付し、税務課または金浦・仁賀保市民SC総務班へ
募集人員 4人（象潟・仁賀保庁舎各2人）
応募資格 ワード、エクセルを操作できること
業務内容 ①一般事務補助
②申告準備・受付事務補助
③申告準備・受付事務補助

税務課 臨時職員の募集

◆特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除

控除を受ける初年度は
確定申告が
必要です！

要件に該当する人が、住宅ローンを利用して住宅を一定のバリアフリー改修工事を含む増改築等を行った場合で、その住宅を平成19年4月1日から20年12月31日までの間に住宅の用に供したときは、借入金の年末残高の一定割合を所得税から控除することができます。

なお、平成20年1月1日から12月31日までの入居は平成20年分の申告となります。

○対象者

- ① 50歳以上の人
- ② 要介護や要支援の認定を受けている人
- ③ 障害者の人
- ④ 前記②③に該当する親族または65歳以上の親族と同居している人

○対象となる改修工事

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段のこう配の緩和
- ③ 浴室改良
- ④ 便所改良
- ⑤ 手すりの設置
- ⑥ 屋内の段差の解消
- ⑦ 引き戸への取り替え工事
- ⑧ 床表面のすべり止め化



	借入金等の 年末残高の限度額	控除率	控除 期間	年最高控除額	
イ)増改築等工事費用	1,000万円 ロ)の額を含む	1%	5年	800万円×1% ＝8万円	12万円
ロ)増改築の内特定の バリアフリー改修 工事費用	200万円	2%		200万円×2% ＝4万円	

◆地震保険料控除

これまでの損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が創設されています。旧損害保険料控除に該当していた長期の損害保険契約の中には、控除の対象となるものもあります。保険会社等から証明書が送付されますので、年末調整や確定申告の際に提出してください。

○控除額

年間の支払 保険料額	控除額(所得税)	控除額(住民税)
5万円以下	支払い金額	支払い金額×1/2
5万円以上	一律5万円	一律2万5千円

年末調整や確定申告のときに
保険会社等からの
証明書を提出してください

地震保険料控除証明書

納税者の氏名(姓・名・名義) 住所(〒) 市町村 区 丁目 番 号

保険料控除の期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

支払保険料の総額 円

控除額(所得税) 円

控除額(住民税) 円

地震保険料控除証明書見本